

尾道市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年6月28日(水) 15時00分～16時25分

2. 開催場所 尾道市役所 2階 多目的スペース1

3. 出席委員 16人(委員総数17人)

| | | | | | | |
|-----|-----|-------|-----|--------|-----|-------|
| 会長 | 19番 | 土山 浩二 | | | | |
| 副会長 | 2番 | 金藤 祐治 | 8番 | 山田 清 | | |
| 委員 | 1番 | 米田 健一 | 3番 | 村上 智彦 | 4番 | 吉原 正紀 |
| | 5番 | 松森 智 | 6番 | 安井 常人 | 7番 | 上峠 数博 |
| | 9番 | 高本 博文 | 10番 | 村上 正 | 11番 | 中司 睦枝 |
| | 13番 | 岡本 幸平 | | | 15番 | 片山 博 |
| | 16番 | 高橋 泰登 | 17番 | 八津川 和司 | | |

欠席委員 1人(14番 原 弘子)

4. 農地利用最適化推進委員の出席 15人(推進委員総数18人)

| | | | | | |
|-------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 江良 宗登 | 中司 邦弘 | 笠井 博志 | ————— | 行廣 文徳 | 杉谷 智章 |
| ————— | 上 清五郎 | 宮迫 徹也 | 林原 啓 | ————— | 宮地 眞良 |
| 松浦 徳和 | 村上 佐代子 | 藤岡 正宏 | 江田 敏道 | 佐々木 崇 | 植原 宗哉 |

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案(審議事項)

議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について(議事参与制限分)
議案第31号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第33号 非農地証明申請について
議案第34号 改正前農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理機構分)
審議事項(2) 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による
農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について
審議事項(3) 「尾道市における農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」
に対する意見について
審議事項(4) 「尾道市草刈りマッチング事業」の実施について

第3 議案(報告事項)

報告第27号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する受理について
報告第28号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する受理について
報告第29号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する受理について
報告第30号 農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について

第4 その他
その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 市川 昌志
事務局職員 高橋 知佐子 中島 幸恵 土本 充 小田 充彦 豊田 詞也

7. 農林水産課職員

主田 孝弘 黒田 信二 泉 唯

8. 会議の概要

| | |
|-----|--|
| 会 長 | あいさつ（省略） |
| 議 長 | <p>それでは、議事に入れていただきます。本日の出席者の報告をさせていただきます。 委員総数は17名で、本日の出席委員は16名、欠席委員は1名です。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立しております。</p> <p>議事録署名は1番・米田健一委員、2番・金藤祐治委員にお願いします。</p> <p>農地利用最適化推進委員は、18名中、出席委員は15名です。</p> |
| 議 長 | <p>それでは、これから申請に基づく議題に入ります。</p> <p>議案書の方をご覧ください。</p> <p>議案第29号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、議案第29号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>（議案第29号、申請番号56番から67番までを議案書をもとに説明）</p> <p>申請番号56番、権利の種類は贈与による所有権移転です。 申請地は木ノ庄町木門田の2筆、現況地目は田、面積は合計で1,568㎡です。 譲渡理由は農業廃止、譲受理由は相手方の要望によるです。 なお、当該農地では、米を作る予定となっております。 この申請については、6月5日、上峠委員、笠井推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号57番、権利の種類は贈与による所有権移転です。 申請地は浦崎町の1筆、現況地目は畑、面積は1,214㎡です。 譲渡理由は農業廃止、譲受理由は農業経営の規模拡大のためです。 なお、当該農地では、野菜を作る予定となっております。 この申請については、6月6日、高橋委員、檀上推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号58番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は浦崎町の1筆、現況地目は畑、面積は238㎡です。 譲渡理由は農業経営の規模縮小、譲受理由は新規耕作者としてです。 なお、申請者は5条申請で住宅を建築し、隣接する当該農地で、自家消費用の野菜を作る計画となっております。 この申請については、6月6日、高橋委員、檀上推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号59番、権利の種類は贈与による所有権移転です。 申請地は浦崎町の2筆、現況地目は畑、面積は合計で591.38㎡です。 譲渡理由は農業廃止、譲受理由は自宅から近く利便性を高めるためです。 なお、当該農地では、玉ねぎやイチジクを作る予定となっております。 この申請については、6月6日、高橋委員、檀上推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号60番、権利の種類は贈与による所有権移転です。 申請地は御調町公文の1筆、現況地目は田、面積は1,676㎡です。 譲渡理由は農業廃止、譲受理由は所有農地と隣接し利便性を高めるためです。 なお、当該農地では、米を作る予定となっております。 この申請については、6月7日、土山委員、上推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> |

申請番号61番、権利の種類は代物弁済による所有権移転です。
申請地は御調町市の2筆、現況地目は田、面積は合計で321㎡です。
譲渡理由、譲受理由は、ともに、相手方の要望によるです。

今回、この理由について、質問をいただいておりますので説明いたします。
本申請の譲受人は、譲渡人が所有する農地で耕作をしていました（いわゆる戦前小作）が、その農地が道路新設で用地買収となり、耕作できなくなりました。
そこで、当該農地の所有権移転をすることで、小作権の損失を弁済するというものです。
なお、当該農地では、米を作る予定となっております。
この申請については、6月7日、八津川委員、宮迫推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号62番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は因島田熊町の2筆、現況地目は畑、面積は合計で855㎡です。
譲渡理由は病弱による経営縮小、譲受理由は所有農地と隣接し利便性を高めるためです。
なお、当該農地では、イチジクを作る予定となっております。
この申請については、6月8日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号63番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は因島重井町の筆、現況地目は畑、面積は1,035㎡です。
譲渡理由は高齢による経営縮小、譲受理由は新規耕作者としてです。
なお、当該農地では、イチジクを作る予定となっております。
この申請については、6月8日、村上智彦委員、村上佐代子推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号64番、権利の種類は贈与による所有権移転です。
申請地は因島洲江町の1筆、現況地目は畑、面積は36㎡です。
譲渡理由は農業経営の規模縮小、譲受理由は自宅から近く利便性を高めるためです。
なお、当該農地では、柑橘類を作る予定となっております。
この申請については、6月9日、米田委員、岡本委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号65番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は瀬戸田町名荷の5筆、現況地目は畑、面積は合計で4,721㎡です。
譲渡理由は農業廃止、譲受理由は自宅から近く利便性を高めるためです。
なお、当該農地では、柑橘類を作る予定となっております。
この申請については、6月9日、高本委員、佐々木推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号66番、権利の種類は、売買による所有権移転です。
申請地は瀬戸田町林の1筆、現況地目は畑、面積は1,977㎡です。
譲渡理由は遠隔地に居住するため経営縮小、譲受理由は新規就農者としてです。
なお、当該農地では、清美、安政柑など数種類の柑橘を作り、個人へ販売する計画となっております。
この申請については、6月9日、高本委員、佐々木推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号67番、権利の種類は贈与による所有権移転です。
申請地は瀬戸田町荻の1筆、現況地目は畑、面積は152㎡です。
譲渡理由は高齢による経営縮小、譲受理由は所有農地と隣接し利便性を高めるためです。
なお、当該農地では、柑橘類を作る予定となっております。
この申請については、6月9日、米田委員、岡本委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号56番から67番までにつきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号56番から67番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長

次に、議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請について（議事参与制限分）」を議題といたします。

この議案については、代理人が農業委員であるため、「農業委員等に関する法律」第31条第1項の規定「議事参与の制限」により、13番・片山博委員の退室を求めます。

(13番・片山博委員 退室)

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第30号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

(議案第30号、申請番号68番を議案書をもとに説明)

申請番号68番、権利の種類は贈与による所有権移転です。

申請地は因島重井町の1筆、現況地目は畑、面積は404㎡です。

譲渡理由は農業廃止、譲受理由は新規耕作者としてです。

なお、当該農地では、季節の野菜を作る予定となっております。

この申請については、6月8日、村上智彦委員、村上佐代子推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号68番につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号68番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

退室した13番・片山博委員の入室を求めます。

(13番・片山博委員 入室)

議長

次に、議案第31号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第31号、農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。
(議案第31号、申請番号10番を議案書をもとに説明)

申請番号10番、所在は、向島町の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、合計125㎡の転用計画です。

申請地は、市街化調整区域にあり、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、農地区分は、第2種農地と考えられます。

転用目的は、墓地用地で 墓碑法名版が計画されています。

申請人は、この度、自身の土地を分筆し 墓参困難な墓地を移転したいというもので、墓地埋葬法に基づく墓地経営許可見込みです。

この申請については、6月6日、吉原委員、奥本推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号10番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

なお、関係他法令が審査中の案件となりますので、他法令が許可になり次第、許可決定することといたします。

事務局

次に、議案第32号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局より説明を求めます。

それでは、議案第32号、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。
(議案第32号、申請番号54番から61番までを議案書をもとに説明)

申請番号54番、申請内容は、売買による所有権の移転です。

所在は門田町が2筆と桜町が2筆、地目は畑、農振農用地区域外が3筆農振区域外が1筆、合計2,543㎡の転用計画です。

申請地は、市街化調整区域が3筆、市街化区域が1筆あり、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、農地区分はその他2種及び第3種農地と考えられます。

転用目的は建売分譲用地で、建売住宅14棟、建築面積814.45㎡、駐車場各1区画が計画されています。

譲受人は尾道市に本店を置く不動産業を営む法人であり、申請地を取得し、建売住宅を分譲したいというもので、都市計画法に基づく開発許可見込みです。

申請番号55番、申請内容は、使用貸借権による権利の設定です。
所在は栗原町の2筆、地目は田、農振農用地区域外、合計299㎡の転用計画です。
申請地は市街化調整区域にあり、農地区分はその他2種と考えられます。

転用目的は一般住宅用地で、一般住宅1棟、建築面積63.76㎡、合併浄化槽、駐車場3区画が計画されています。
譲受人は、父から申請地を借り受け、住宅を新築したいというもので、都市計画法による建築許可見込みです。

申請番号54番と55番の申請については、6月5日、安井委員、江良推進委員と事務局職員で、現地調査を行いました。

申請番号56番、申請内容は、使用貸借権による権利の設定です。
所在は西藤町の1筆、地目は田、農振農用地区域外、498㎡の転用計画です。
申請地は市街化調整区域にあり、農地区分はその他2種と考えられます。
転用目的は一般住宅用地で、一般住宅1棟、建築面積104.45㎡、合併浄化槽が計画されています。
譲受人は、このたび申請地を取得し、新築住宅を建設したいというもので、都市計画法に基づく建築許可見込みです。

申請番号57番、申請内容は、売買による所有権の移転です。
所在は浦崎町の1筆、地目は田、農振農用地区域外、304㎡の転用計画です。
申請地は都市計画区域外にあり、農地区分はその他2種と考えられます。
転用目的は一般住宅用地で、一般住宅1棟、木造平屋建、建築面積120.48㎡、合併浄化槽 駐車場4区画が計画されています。
譲受人は、申請地を購入し、新築住宅を建設したいというものです。

申請番号56番と57番については、6月6日、高橋委員、檀上推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号58番、申請内容は、売買による所有権の移転です。
所在は向島町の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、538㎡の転用計画です。
申請地は市街化調整区域にあり、農地区分はその他2種と考えられます。
転用目的は駐車場用地で、駐車場8区画、家庭菜園が計画されています。
譲受人は、申請地を取得して、隣接する実家の駐車場及び家庭菜園として、また、譲受人が管理運営している賃貸住宅の入居者用の駐車場として利用したいというものです。

この申請については、6月6日、吉原委員、奥本推進委員と事務局職員で、現地調査を行いました。

申請番号59番、申請内容は売買による所有権の移転です。
所在は因島田熊町の1筆、地目は宅地、農振農用地区域外、42㎡の転用計画です。
申請地は非線引き都市計画区域にあり、農地区分はその他2種と考えられます。
転用目的は宅地拡張で、介護施設の駐車場が計画されています。
譲受人は、因島中庄町に事業所を置く介護事業を営む法人で、隣接の介護事業所の駐車場が不足していることから、申請地を買い受けて、駐車場を拡張したいというものです。
なお、申請地は既に駐車場としての利用状況にあることから、申請に際しては顛末書が添付されております。

申請番号60番、申請内容は売買による所有権の移転です。
所在は因島三庄町の2筆、地目は畑、農振農用地区域外、合計634㎡の転用計画です。
申請地は非線引き都市計画区域にあり、農地区分はその他2種と考えられます。
転用目的は宅地拡張で、駐車場、ドッグラン、家庭菜園が計画されています。

譲受人は、広島市の住所となっておりますが、尾道市内に勤務しており、拠点となるとなる住居を探していたところ、適地があったため、この度、隣接する宅地・建物を同時に取得し、申請地を駐車場や全体の大半をドッグランとして利用し、空きスペースで露地野菜などの家庭菜園として利用したいというものです。

59番・60番の申請については、6月8日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で、現地調査を行いました。

申請番号61番、申請内容は贈与による所有権の移転です。
所在は因島中庄町の1筆、地目は畑及び宅地、農振地域外、376㎡の転用計画です。
申請地は非線引き都市計画区域の用途地域内にあり、農地区分は第3種農地と考えられます。
転用目的は一般住宅用地で、住宅1棟、建築面積63.76㎡、駐車場2区画、合併浄化槽が計画されています。
譲受人は、この度、父名義の申請地を譲り受けて、住宅を新築したいというものです。
なお、申請地の一部に既存建築物があることから、申請に際しては顛末書が添付されています。
この申請については、6月8日、村上智彦委員、村上佐代子推進委員と事務局職員で、現地調査を行いました。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。
農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号54番から61番は原案のとおり、許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定することに決しました。

なお、関係他法令が審査中の案件となりますので、他法令が許可になり次第、許可決定することといたします。

次に、議案第33号「非農地証明申請について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第33号、非農地証明申請について、ご説明いたします。

(議案第33号、申請番号17番から23番までを議案書をもとに説明)

申請番号17番、山波町の1筆、現況地目は宅地、面積は152㎡です。
利用状況は、昭和45年頃から建物敷地として利用されている状況です。
農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域です。
この申請については、6月5日、山田委員、中司推進委員と事務局職員で現地調査を行い、宅地に判定されました。

申請番号18番、美ノ郷町本郷の1筆、現況地目は山林、面積は228㎡です。
利用状況は、昭和60年ごろから耕作しておらず、現在は竹林化している状況です。
農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域です。
この申請については、6月5日、上峠委員、笠井推進委員と事務局職員で現地調査を行い、山林に判定されました。

申請番号19番、浦崎町の2筆、現況地目は地番4182は宅地、地番21002-11は山林、面積は合わせて313㎡です。
利用状況は、4182は昭和30年ごろに宅地を建設し、21002-11は昭和40年頃から耕作せず、手入れができず、山林化し、現在に至っています。
農振農用地区域外、第2種農地、都市計画区域外です。

この申請については、6月6日、高橋委員、檀上推進委員と事務局職員で現地調査を行い、宅地および山林に判定されました。

申請番号20番、向東町の2筆、現況地目は宅地、面積は合わせて167㎡です。
利用状況は、昭和8年に家屋が建築され、以後宅地として利用されている状況です。
農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域です。
この申請については、6月6日、中司委員、林原推進委員と事務局職員で現地調査を行い、宅地に判定されました。

申請番号21番、向島町立花の29筆、現況地目は宅地、雑種地、及び山林、面積は合わせて9,558.3㎡です。

図面の方で、宅地、雑種地、山林と色分けしております。雑種地は駐車場となっている場所ですが、筆線がたいぶずれています。本来の位置は、筆線がもう少し左下寄りになります。

利用状況は、昭和60年から公共施設用地として利用され、現在至っています。この度、市の当該施設の担当課が市の財産を確認する中で、今回申請されている土地が登記地目が「畑」であることが分かり、地目変更の手続きをすることとなったものです。

農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域内です。

この申請については、6月6日、吉原委員、奥本推進委員と事務局職員で現地調査を行い、宅地、雑種地、山林に判定されました。

申請番号22番、因島土生町の1筆、現況地目は宅地、面積は264㎡です。

利用状況は、昭和39年に建物が建築され、耕作されていない状況です。

農振区域外、第3種農地、非線引き用途区域内です。

この申請については、6月8日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で現地調査を行い、宅地に判定されました。

申請番号23番、因島田熊町の2筆、現況地目は雑種地、面積は559㎡です。

利用状況は、昭和48年頃から耕作しておらず、昭和60年ごろからは駐車場として利用されている状況です。

農振区域外、第3種農地、非線引き用途区域内です。

この申請については、6月8日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で現地調査を行い、雑種地に判定されました。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号17番から23番は原案のとおり、受理決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定することに決しました。

事務局

次に、議案第34号「改正前農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理機構分）」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

それでは、議案第34号、改正前農業経営基盤強化促進法18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理機構分）、ご説明いたします。

(議案第34号、申請番号159番を議案書をもとに説明)

まず、議案の説明に入る前に、農業経営基盤強化促進法等の一部が改正されたことにより、これまでの取り扱いから変更になった点をご説明します。
農業経営基盤強化促進法の一部が改正され、令和5年4月1日に施行されました。
この改正では、農用地利用集積計画についての規定が削除となりましたが、向こう2年間（令和7年3月31日まで）は経過措置により、従前のおり農用地利用集積計画を定め、公告することができます。
また、農地中間管理事業の推進に関する法律も一部が改正され、こちらも令和5年4月1日に施行されています。
農地中間管理機構が借り受けした農地を耕作者に転貸する「配分計画」の規定が削除となり、今後は、新たに農用地利用集積計画を定める際には、従前の配分計画も一体となった「一括方式」により、貸渡人、転貸人、借受人の三者が記載された農用地利用集積計画を定めることとなります。
以上の変更点を元に、改正前の農業経営基盤強化促進法による利用権設定関係について、議案の説明をさせていただきます。

番号159番、土地の所在は御調町津蟹字持田沖、地目は現況登記ともに田、面積は1,252㎡です。
権利の種類は賃貸借権の設定、賃借料は10a当たり10,000円、利用目的は水稲、契約期間は令和5年7月1日から令和15年12月31日です。

農地中間管理機構から転貸され、借り受けするのは、御調町で水稲栽培を主としている農事組合法人で、尾道市の認定農業者です。
この借り受けした農地は、この法人の水稲の生産用地として使用されます。
この審議を経た後は、市長部局の農林水産課で公告を行い、貸渡人、転貸人、借受人の三者の賃貸借権利関係が発効となる予定です。
以上、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。
農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号159番は原案のおり、許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のおり許可決定することに決しました。

議長

次に、市からの意見聴取案件である審議事項(2)「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」を議題といたします。

この説明のために農林水産課の職員が出席されていますので、農林水産課より説明を求めます。

農林水産課職員

それでは、「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)」に対する意見について、ご説明いたします。

番号1番、御調町丸門田字保寺の1筆、2,246㎡についてです。農地中間管理機構から転貸後は法人の野菜等の生産用地として使用されます。この農地は農地中間管理機構を利用して他の借受人がいましたが、その方の申し出により機構との契約が解除となり、そこを今回の借受人が次の耕作者として新たに借受けるものです。
権利の種類は使用貸借権で、存続期間は令和12年12月31日までです。

本日の農業委員会でのご審議を経まして、その後、農用地利用集積等促進計画の認可を広島県が判断することになります。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただいま、農林水産課より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をしてください。

(質問、意見なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

農用地利用集積等促進計画(案)については、異議ない旨の意見決定をすることに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、異議ない旨の意見決定をすることに決しました。農林水産課の方、ご苦労様でした。

議長

次に、審議事項(3)「尾道市における農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に対する意見について」を議題といたします。

この説明のために農林水産課の職員が出席されていますので、農林水産課より説明を求めます。

農林水産課職員

本日、諮問させていただきます「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」について、概要を説明します。

主な事業としましては、一つ目としては認定農業者制度で、農業経営の目標として、年間農業所得や年間労働時間を定めております。二つ目としては、農業経営基盤強化促進事業で、利用権設定等促進事業などがございます。

今回の主な変更内容について、令和5年4月1日の「農業経営基盤強化促進法」の改正によって、新たに追加された項目として、「人・農地プラン」が「地域計画」と名称を変えて同法に位置付けられております。

「地域計画」では、将来の農地利用の姿を明確化し、農地の受け手を幅広く確保しながら農地バンクを活用した農地の集約化・効率利用を進めることとなっております。

地域計画の策定については、農業者や農業委員会、JA等による協議の場を設け、将来の農業や農地利用の姿について話し合いを実施し、地域の将来の農業のあり方、将来の農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を令和7年3月末までに策定することとされております。

今後、各地域での地域計画の策定に関して、農業委員会委員の皆様や農地利用最適化推進委員の皆様への相談や協力が必要であると考えておりますので、今後ともご協力をお願いします。

この度の変更内容については、担当から説明をさせていただきますのでよろしくお願いします。

農林水産課職員

本日は、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更を行いましたので、そのことについて、諮問させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず今回の変更に関する関係法令ですが、本構想の基本となる、「農業経営基盤強化促進法」では、将来の農業のあるべき姿に関する総合的な計画として、都道府県が「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」を策定し、さらに市町村が「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を定めることができるとされています。

このたびの変更については、令和5年4月1日施行の「農業経営基盤強化促進法等の一部改正」及び「農業経営基盤強化促進法の基本要綱の一部改正」、さらに令和5年4月1日に変更された「広島県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の趣旨に沿って、関連する事項の変更及び語句の修正を行うものです。

そして、今回の諮問は、「農業経営基盤強化促進法 施行規則」第2条の、市が基本構想を定めようとするときは、農業委員会及び農業協同組合の意見を聴かなければならないという条項に基づいています。

それでは、諮問の内容について説明いたします。

主な変更点に関しては3点ありますので、新旧対照表で説明させていただきます。新旧対照表については、右側が変更前で、左側が変更後になります。また、今回の変更分は朱書きしていますので、朱書き部分を中心に説明させていただきます。

まず1つめですが、「第1 定義」の項目の追加についてです。新旧対照表の3ページ左側、変更後の「第1 定義」をご覧ください。

この「第1 定義」により、本文中の根拠規定の記載を減らしております。

具体的に今回追加したものを確認していきます。2段目朱書きの「旧法」とは、改正前の農業経営基盤強化促進法を適用する場合を示しています。

「農地中間管理事業法」についても、令和5年4月に改正されましたので項目を追加しています。

「人・農地プラン」は改正前の法規定を示しています。

また、今回の「農業経営基盤強化促進法」の改正に伴い、「協議の場」および「地域計画」の項目等を追加しています。

後ほども述べますが、今回の変更では地域における農業の将来のあり方を定めた「地域計画」および、それを策定するための「協議の場」を明確に位置付けています。

主な変更点の2つめですが、18ページをご覧ください。

左側、変更後の「第4 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備 その他支援の実施に関する事項」が追加されました。

前回までの構想において、この部分に相当するのは、新旧対照表の31ページをご覧ください。

右側 変更前に「(第5) 4の2新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項」という項目がこれに相当し、そのなかに、「新たに農業経営を営もうとする青年」の育成・確保などについて記載がありましたが、この項目は削除となっております。

18ページに戻っていただき、新たに追加された「第4 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項」においては、対象者を「農業を担う者」に変更されています。

この「農業を担う者」とは、変更前の「新たに農業経営を営もうとする青年等」だけでなく、農業の将来を担う幅広い人材の確保として、定年退職後に農業に従事する者や、他の仕事とともに農業に従事する者など、農業生産にかかわる多様な人材を含めたものとなっています。

そのため、「農業を担う者」の確保および育成に関しては、農業協同組合など関係機関との役割分担により実施することとしています。

主な変更点の3つめですが、21ページの「第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項」に、「①地域計画推進事業」を追加しております。

具体的には、22ページの「1 地域計画推進事業に関する事項」をご覧ください。

「地域計画」の達成に資するための事業として、「協議の場」の設置時期や参加者、また「地域計画」の区域設定等を位置付けています。

このことにより以前から行っておりました「人・農地プラン」の記述を全体的に削除し、「地域計画」へ変更しております。

また、23ページ、「2 利用権設定等促進事業に関する事項」に、移行期間における利用権設定等促進事業の取扱いの記述を追加しております。

法施行後2年間の経過措置期間中、地域計画が策定されるまでの間は、利用権設定等促進事業を活用し、農地の集積等を進めるものです。

以上、主な変更点3点について説明しましたが、その他は、語句の修正等、軽微な変更、および現状に基づいた数値への修正となっています。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

ただいま、農林水産課より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

本件については、異議ない旨の意見決定をすることに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、異議ない旨の意見決定をすることに決しました。
農林水産課の方、ご苦労様でした。

議長 次に、審議事項(4)「尾道市草刈りマッチング事業」の実施についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局 それでは、「尾道市草刈りマッチング制度」について、ご説明いたします。

(事務局から実施要綱(案)について説明)

この事業を行っていくにあたり、農業委員・推進委員の役割についてですが、農地所有者から草刈り等の依頼があれば事業の制度を紹介していただければと思います。事務局の方も相談があれば事業を紹介していきます。

契約については、委員さんには一切間に入ることについては考えておりません。金銭が絡むことであり、当事者同士で話をして、契約をしてもらうように考えています。

草刈りが終了して、所有者が利用の見込みがなければ、併せて農地バンクの登録を提案してください。委員さんの農地利用の最適化活動として活用していただければと思っております。

草刈りマッチングで農地の維持管理ができ、遊休農地の発生防止、解消、有害鳥獣の住処にならない、被害軽減が期待できるのではなかろうか、特に不在地主の遊休農地の荒廃を防ぐことにつながるのではないかと期待しています。

この事業により、農地の流動化を進めることができ、新規就農者や規模拡大を希望する方のマッチングをすすめていくことができるのではないかと期待しております。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長 ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

15番委員 委託者と受託者のバランスが取れていたら理想的。だが、委託者の方がたくさんで受託者があまりいないようなことが想像される。バランスも考えていけないのでは。地域の農業委員が受託者と委託者の間で話し合ってくださいでは、なかなか前に進まないのでは

事務局 バランスは、確かに委託者の方が登録が多いと考えられます。

制度を使わずに農業委員さんが紹介してくれるのは問題はありません。登録者同士に限ってということはありませんので、委員さんの紹介でもらうのは構いません。

ただ、契約をする中で委員さんが間にいるのはどうかなどは思います。お金も絡むので、双方で契約の話をしてほしいです。それ以外で紹介することについては特段構いません。

受託者については、要望があれば、どこでも行くよと言っている者もあるので、そういうところを活用してもらえればと思います。

始めてみて、課題が見つければまた相談させていただきたいので、よろしくをお願いします。

11番委員 書類の様式について、契約書の様式が明記されていないが、個人で口約束とかでもいいのか。契約書の様式ないので、作ってもらった方がいい。

事務局 契約書につきましては、個人で任意のものを使ってもらった方がいいです。

要綱7条で契約書を作成することとしているので、口約束ではだめです。事務局に契約書の写しを提出してもらうことにもなっています。

求められれば、契約書のひな型を示していこうと思っています。

5番委員 遊休農地は入るのか、畔とか法面とかはどうなのか

事務局 そこは農地所有者の申し出で。こちらで畔はダメとかいうのは言えないです。双方で合意すればよいと考えます。

| | |
|------|--|
| 4番委員 | 農地であっても雑木が生えていることがあるが、それは双方で、きれいにしてもらっていくら、ということで決めればいいのか。 |
| 事務局 | 基本単価については、受託者がこの程度なら1日1万円、など作業内容によって受託者の思う基準が違うだろうと思われれます。大きな木が生えていたら1日三万円とかあるだろうから、受託される方の基本単価を見て、交渉してもらえたらと思います。 |
| 2番委員 | この事業を一般の人が見たら、この事業を使ったらいくらでももらえるのかが一番気になる。お金が載っていない、となると、いくらか分からないと、なかなか活用しにくいのではないか。ひどく吹っ掛けられても困る。その辺りをどのように共有しておけばよいかと思う。 |
| 事務局 | 受託者の情報については、どういった作業が可能か、いつできるか、基本単価等を公開することとしています。公開された情報をベースに判断していただきたい。委員さんにもその情報は共有させていただきます。市の方で基準単価は示さないだけで、登録した受託者の基本単価は公開しますので、それをベースにご紹介していただければと思います。 |
| 議長 | 他に意見はありますか？ (補足説明、質問、意見なし) 質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。 本件は原案のとおり実施することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (挙手多数) 挙手多数ですので、本件は、原案のとおり実施することに決しました。 |
| 事務局 | ありがとうございます。それでは、要綱の「案」を消していただき、日付を、令和5年6月28日としてください。 速やかに周知できるようにしていきたいと考えております。また、今回の提案についてもどういったもので具体化できるかということを検討していきたいと思っております。 |
| 議長 | 次に、報告事項に入ります。 報告第27号から第30号までを一括して審査を行います。 農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。 (質問、意見なし) 質疑がないようなので、報告事項を終わります。 以上で、本日の議案の審議ならび報告事項はすべて終了いたしました。 |
| 各委員 | 次に、各調査区での活動状況を報告していただきます。 報告事案等があれば挙手のうえ報告してください。 (活動状況報告：省略) |
| 議長 | 次に、事務局より、その他・連絡事項についての説明を求めます。 |
| 事務局 | (その他・連絡事項について説明) |
| 議長 | ただいまの事務局の説明について、農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。 |
| 事務局 | (質疑応答) |
| 議長 | それではこれをもちまして、尾道市農業委員会総会を閉会いたします。 閉会にあたり副会長があいさつをいたします。 |
| 副会長 | 長時間にわたり、慎重な審議ありがとうございました。 本日はご苦労様でした。 |